

第 6 章  
計 画 の 推 進 体 制



## 1. 計画推進のために

### (1) 障害者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効率的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害者との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

### (2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域づくりの実現のために、地域の住民に対して障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

## 2. サービスの確保策

### (1) 専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

### (2) 確実な情報提供

法改正による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や町民、事業者に対し、広報紙・町のホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて情報提供に努めます。

### (3) 施設整備の方針

各種施設整備に関しては、周辺自治体や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、周辺自治体や城里町社会福祉協議会、サービス事業者などと連携し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

### (4) サービスを利用しやすい環境づくり

だれもが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

### 3. 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制の整備

計画を確実に実施していくためには、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえ、庁内の推進体制の整備に努めます。

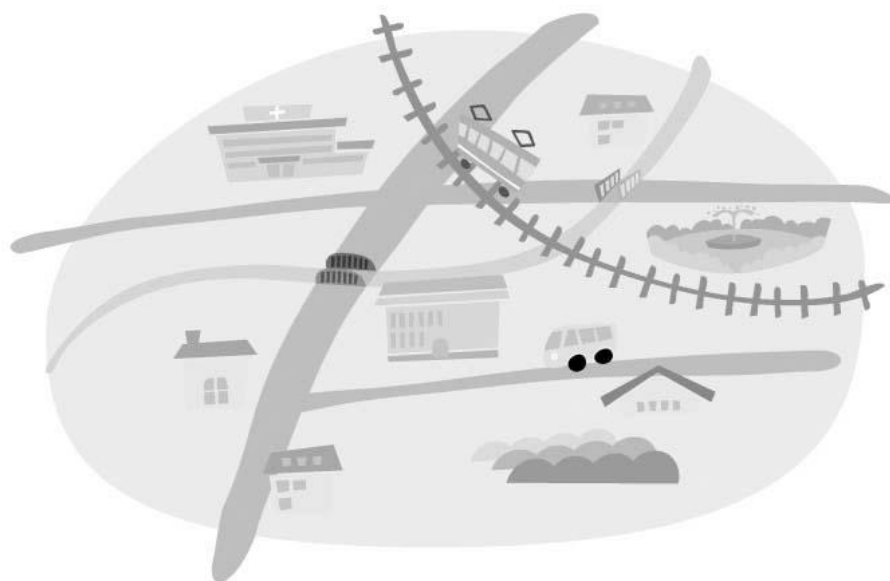
また、すべての職員が、障害者に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるように研修の機会の確保に努め、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

#### (2) 計画の点検・管理体制

障害者のニーズを把握するためには、障害者の家族、関係団体等との意見交換を行い、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえて庁内の組織を活用した計画の進捗状況の点検・管理体制の推進に努めます。

#### (3) 地域ネットワークの強化

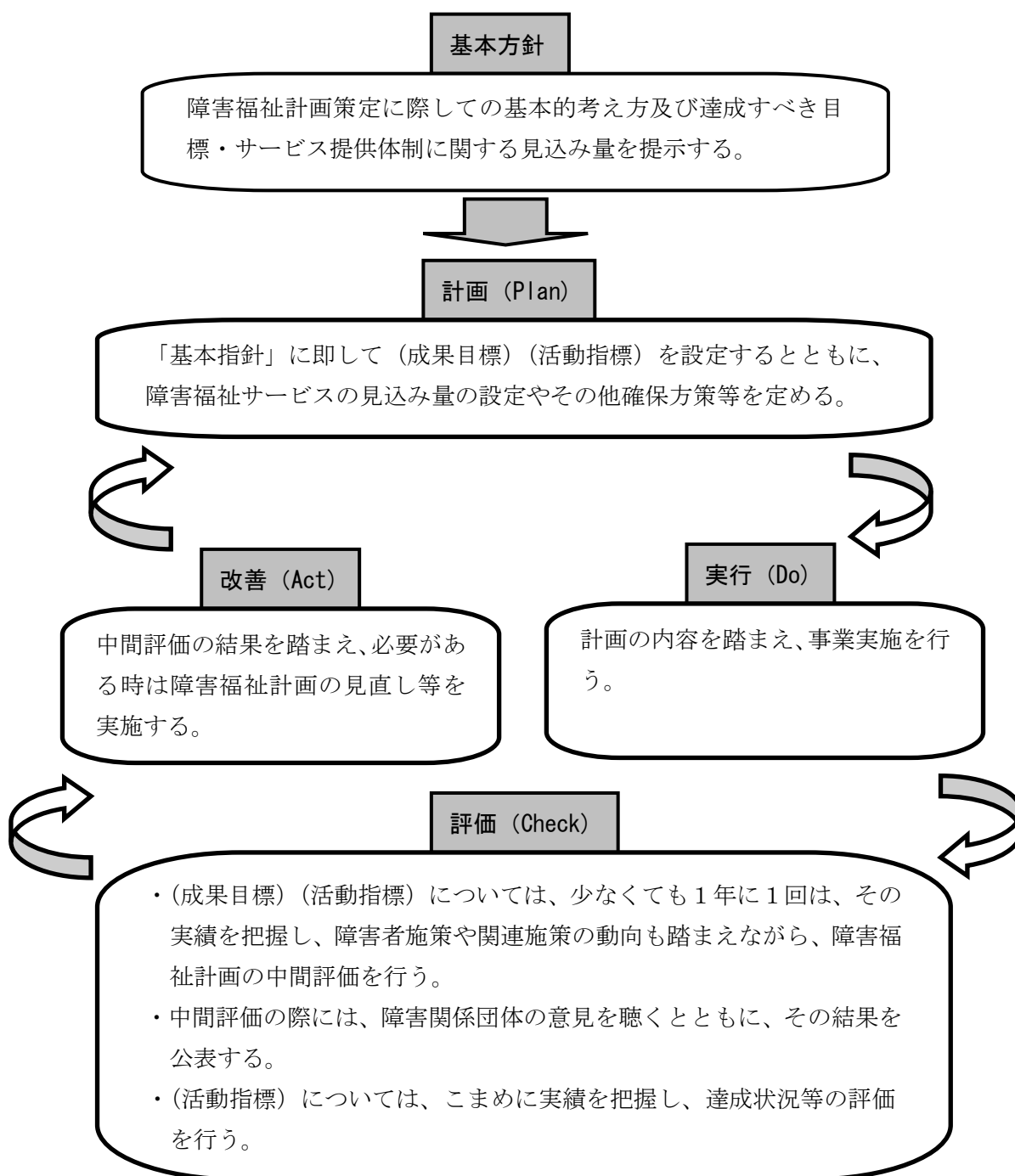
障害福祉施策の推進には、行政の力だけでなく町民一人ひとりの理解と協力が必要です。町では、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療機関、障害者当事者団体、企業など様々な立場からの参画を得て構成する地域自立支援協議会を活用し、障害者福祉施策のあり方や地域の社会資源の開発及び改善に努めるとともに、地域における町民・企業・行政がそれぞれの役割を確認し合い連携し合う地域ネットワークをより一層強化していきます。



## 4. 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、(成果目標)(活動指標)を定期的に分析・評価を行い、必要があると認める時には計画を変更することと、その他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とされていることから、(成果目標)(活動指標)については少なくとも年1回の実績把握、中間評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行えるよう計画を進めてまいります。

### \* 障害福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ \*





# 資料編





## 1. 城里町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されることを目的として、城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、城里町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 策定委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

#### (1) 計画に関する調査研究

ア 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

イ 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のための方策

ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

エ その他、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

#### (2) 前号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項

2 策定委員会は、前項の調査研究のほか、計画の策定、町長に必要な意見の具申及び提言等を行うものとする。

### (組 織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、町長が委嘱する。

#### (1) 学識経験者

(2) 障害福祉を目的とする団体及び事業者の代表

(3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者

(4) その他、町長が必要と認めた者

### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、当該計画策定終了までとする。

### (会 議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

### (事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

#### (最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集される策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

## 2. 策定委員会委員名簿

■城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第4期）策定委員会委員名簿■

	団体名等	氏名	備考
1	城里町議会議長	小松崎 三 夫	委員長
2	城里町総務民生常任委員会委員長	杉 山 清	
3	城里町区長会長	小 幡 利 克	副委員長
4	町医師代表	上 井 雅 哉	
5	歯科医師代表	伊 藤 博 司	
6	民生委員・児童委員協議会会長	園 部 良 夫	
7	町身体障害者福祉協会会長	倉 橋 要 義	
8	社会福祉協議会常務理事（副町長）	小 山 一 夫	平成27年1月 15日まで
9	社会福祉協議会事務局長	永 山 和 弘	
10	心身障害児（者）父母の会会長	信 田 育 子	
11	有識者	荒 川 ゆかり	
12	有識者	植 木 愛 子	
13	保険課長	大曾根 直 美	

### 3. 計画策定経過

#### ■城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第4期）策定経過■

期日		会議内容等
平成26年	10月20日(月)	第1回城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第4期）策定委員会
	11月4日(火) ～ 11月21日(金)	アンケート調査の実施
平成27年	2月9日(月)	第2回城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第4期）策定委員会